

霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について

霧島市森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 本市における間伐並びに林業・木材産業等における人材育成及び担い手の確保並びに木材利用の促進並びにこれに係る普及啓発等による森林整備に要する経費の財源に充てるため、霧島市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市における森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため、本条例を制定しようとするものである。